

令和 7 年 第 2 回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和 7 年 1 月 19 日

筑西広域市町村圏事務組合

令和7年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (11月19日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
管理者提出議案の報告	4
議会運営委員長の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
管理者の招集挨拶	6
一般質問	8
1. 石嶋 巖君	8
2. 榎戸甲子夫君	12
3. 林 悅子君	17
報告第4号、報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
議案外報告 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告	37
閉会中の継続審査の申し出について	38
閉 会	38

令和 7 年第 2 回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和 7 年 1 月 19 日（水）午前 10 時開会
筑西市議会議事堂

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 4 号 処分事件報告について

報告第 5 号 処分事件報告について
(2 件一括上程)

日程第 4 議案第 9 号 筑西広域市町村圏事務組合議会の議決事件に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 10 号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

日程第 6 議案第 11 号 令和 7 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 認定第 1 号 令和 6 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定

日程第 8 議案外報告 令和 6 年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告

日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（19名）

1番	萩原剛志君	2番	仁平実君
3番	塚田砂与君	4番	吉富泰宣君
5番	石嶋巖君	6番	森正雄君
7番	永塚英恵君	8番	石川周三君
10番	潮田新正君	11番	林悦子君
12番	小倉ひと美君	13番	田中隆徳君
14番	増渕慎治君	15番	仁平正巳君
16番	榎戸甲子夫君	17番	赤城正徳君
18番	大橋康則君	19番	早瀬悦弘君
20番	稻葉里子君		

欠席議員（1名）

9番 小高友徳君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理 者	設楽詠美子君	副管理 者	小林栄君
副管理 者	大塚秀喜君	常任幹事	矢口徹君
常任幹事	西條豊二君	常任幹事	小幡康君
会計管理 者	菊池徳昌君	事務局長	須藤正明君
事務局副局長 兼企画財政 課長	広瀬浩孝君	事務局長	田口俊幸君
事務局契約 管財課長兼 筑西遊湯館長	岡崎瑞穂君	県西総合公園 管理事務所長	北條正進君
環境センター 所長	藤田英明君	消防本部長	高橋誠一君
消防本部 次長	市村正明君	消防本部長	石島英明君
消防本部 予防課長	中山一美君	消防本部長	仁平昇君
消防本部 管理統制課長	松田雅隆君		

職務のため出席した者

事務局副局長 島 村 信 之 君

事務局総務課
主 任 菊 池 裕 樹 君

事務局総務課
主 事 古 沢 梓 君

◎開会の宣告

○議長（田中隆徳君） おはようございます。これより令和7年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時02分）

◎開議の宣告

○議長（田中隆徳君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立しております。なお、欠席通知のあった者は、9番、小高友徳君、1名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（田中隆徳君） 初めに、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（田中隆徳君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、既に管理者より送付されたとおりであります。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第93号

令和7年11月19日

組合議会議長 田中隆徳 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 設 楽 詠美子

令和7年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和7年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別冊のとおり送付いたします。

別 記 管理者提出議案等目録

（令和7年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

報告第 4号 処分事件報告について

報告第 5号 処分事件報告について

議案第 9号 筑西広域市町村圏事務組合議会の議決事件に関する条例の制定について

議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

議案第11号 令和7年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

認定第 1 号 令和 6 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定
議案外報告 令和 6 年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（田中隆徳君） 次に、本定例会の会期及び日程等につきましては、去る11月14日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、赤城正徳君。

〔議会運営委員会委員長 赤城正徳君登壇〕

○議会運営委員会委員長（赤城正徳君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会委員長報告を行います。

それでは、令和 7 年第 2 回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る11月14日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告申し上げます。

まず、議事日程における日程第 1 は、会期の決定についてであります、本日 1 日と決定しております。

日程第 2 は、一般質問であります。

日程第 3 は、報告第 4 号 処分事件報告について及び報告第 5 号 処分事件報告についての 2 件を一括で上程するものであります。

日程第 4 は、議案第 9 号 筑西広域市町村圏事務組合議会の議決事件に関する条例の制定についてであります。

日程第 5 は、議案第 10 号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてであります。

日程第 6 は、議案第 11 号 令和 7 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 2 号）についてであります。

日程第 7 は、認定第 1 号 令和 6 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定であります。

日程第 8 は、議案外報告 令和 6 年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告であります。

日程第 9 は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては、皆さんの特段のご協力をお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

○議長（田中隆徳君） 以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中隆徳君） 次に、会議規則第 73 条の規定により、会議録署名議員に 1 番、萩原剛志君、17 番、赤城正徳君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（田中隆徳君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

設楽管理者。

[管理者 設楽詠美子君登壇]

○管理者（設楽詠美子君） おはようございます。令和7年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、先般の桜川市長選挙におきましては、市民の信託を得て4期目のご就任をされました大塚秀喜市長に心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。引き続き組合副管理者として広域行政のさらなる発展、組合事務事業の円滑な運営のためにご尽力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、組合の事務事業についてご報告申し上げます。

まず、筑西遊湯館につきまして、令和7年度上半期の利用者総数は9万5,846人、前年度同期比で8.4%の減となっております。施設の老朽化に伴う突発的な修繕や、強風、豪雨による設備の損傷等が発生しましたが、滞りなく大規模な空調機器更新工事等を完了しております。今後も長期的な安全運営を実現できるよう努めてまいります。

次に、県西総合公園につきまして、令和7年度上半期の来場者総数は16万6,388人、前年度同期比で5.7%の増となっております。

なお、茨城県の事業といたしまして、クラブハウス屋上防水改修工事及び会議室の改修工事を予定しております。今後も適切な運営管理に努めてまいります。

次に、環境センターでございます。まず、し尿処理施設につきまして、令和7年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量は1万7,362トン、前年度同期比で3.8%の減となっております。

次に、ごみ処理施設につきましては、令和7年度上半期のごみ搬入量は2万7,775トン、前年度同期比で4.5%の減となっております。

なお、現在環境センターの将来を見据えた取組として、施設の整備、運営に関する長期包括運営委託導入の可能性調査を実施しております。また、基幹的設備改良工事につきましては、10月末に第1

号炉の施工が完了しており、試運転及び性能試験を実施し、2月に予定している引渡しを経て全ての工事が完遂いたします。今回の工事により、今後15年間にわたる安定稼働が期待されるとともに、二酸化炭素排出量は約19%の削減が可能となる見通しであります。

次に、きぬ聖苑につきまして、令和7年度上半期の火葬件数は1,270件、前年度同期比で4.1%の減となり、斎場利用件数は137件、前年度同期比で26.7%の減となっております。斎場利用の減少につきましては、葬儀形態の変化が背景にあるものと推測されますが、今後も社会情勢の変化を踏まえ、利用者のニーズに即した運営に努めてまいります。

次に、消防関係でございます。

令和7年度上半期における広域管内の火災は32件、前年度同期比で16件の減であり、そのうち建物火災は13件と、同じく前年度同期比で17件の減となっております。本年2月に発生した大船渡市の林野火災など、近年全国各地で大規模な林野火災が相次いで発生し、広域管内でもたき火や火入れを原因とする火災が3年連続で最多となっていることから、警戒体制の強化が課題となっております。

また、構成3市で運営されている市民メールや防災行政無線を有効活用し、住民の皆様への迅速かつ確実な情報発信を行い、火災の未然防止をより強力に推進するなど、実効的な予防対策を実施し、貴重な自然環境と圏域住民の火災被害を軽減するためにも、そもそも火災を起こさせない体制づくりに全力で取り組みます。

続いて、救急出場件数は4,889件、前年度同期比で229件の減であり、1日当たりの平均で27件の出場となっております。搬送人数は4,400人、前年度同期比で283人の減となりましたが、65歳以上の高齢者が全体の約62%を占め、2,714人を搬送しております。救急車の適正利用の推進などにより、救急搬送員の減少が認められましたが、現場到着時間の延伸や搬送困難の事例の増加が懸念されており、引き続き救急車の適正利用の広報活動を通して、より多くの住民のご理解とご協力を得ながら、医療機関との連携強化や救急隊員の質の向上に努めてまいります。

また、救助出場件数は87件、前年度同期比で5件の増となっており、大規模化、複雑化する各種災害の対策に万全を尽くしてまいります。前年度消防本部に配備された後方支援車を有効活用し、活動する隊員の安全管理、熱中症対策など、火災現場で安全かつ十分な活動ができるよう支援体制を強化してまいります。

最後に、今定例会の提出案件について申し上げます。

処分事件報告が2件、条例議案が2件、補正予算が1件、決算認定が1件、議案外報告が1件の合わせて7件でございます。議案等の内容及び提出理由など、詳細につきましては各担当から説明をさせますので、十分にご審議いただき、ご賛成賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶いたします。

以上となります。

◎一般質問

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての議員の発言は、答弁を含め45分以内、質問回数は、一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内といたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いをいたします。

それでは、通告に従い発言を許します。

5番、石嶋 巖君。

[5番 石嶋 巖君登壇]

○5番（石嶋 巖君） 5番、石嶋 巖、一般質問を行います。

救急出動についてなのですが、今（1）番についてはご挨拶で細かく報告いただきましたので、1番の（1）は質問から除外しまして、（2）番になります。救急運搬の内訳について、病気、けが、熱中症とありますが、先般令和6年度主要施策成果説明書が郵送されまして、主立った区分については理解が深まりました。そうした中で、今年は猛暑が続いて、この中で熱中症の搬送はどのくらいあったのか、ここから読み取れませんので、まず最初に熱中症の搬送について伺います。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君の質問に答弁願います。

高橋消防長。

○消防本部消防長（高橋誠一君） 消防本部消防長の高橋です。石嶋議員の質問に答弁いたします。

救急搬送人員の内訳は、多い順に救急3,419人、一般負傷642人、転院搬送529人、交通368人、労働災害54人、自損行為35人、運動競技28人、加害17人、火災3人搬送されております。合計で5,000人が医療機関に搬送されております。そのうち熱中症による搬送は急病分類に入りますが、216人が搬送されております。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） 5,000人からの救急搬送の中で216人の熱中症というのは、近年比較しまして増加傾向にあるのか、同じなのか、その辺の特徴的なことはいかがかお伺いします。

○議長（田中隆徳君） 高橋消防長。

○消防本部消防長（高橋誠一君） 石嶋議員の質問にご答弁いたします。

熱中症による搬送は216人となっておりますけれども、年々少しづつ増えている状況になっております。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） 分かりました。年々増加傾向ということなので、今後の対策等が必要かと考

えます。

次に、(3)番なのですが、成果説明書を見ますと運動競技とありますが、小中高とありますが、学校からの救急出動要請件数はどのくらいあったのかお伺いいたします。

○議長（田中隆徳君） 高橋消防長。

○消防本部消防長（高橋誠一君） ご答弁いたします。

管内にある学校からの要請は48件あり、急病が30人、一般負傷が11人、運動競技が6人、自損行為1人が搬送されております。うち熱中症による搬送は7人となっております。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） 学校関係からの救急要請というのはトータルで48件、これはなかなかの数かなというふうに思います。それと、これに併せて学校のほうでも救急車を依頼するときに、選定療養費等の問題でためらうこともあるというふうにお聞きしました。そうした意味では、やはり子供たちに異変があったらすぐに救急車を依頼できる、こうした広報も必要なのかなというふうに思います。

次に、4番目、コロナ感染症、まだ収束宣言はされておりませんので、こちらの対策。さらに、最近ではインフルエンザ、これも急増しているというふうなニュースがあります。こうした意味でこの感染症対策大変だと思いますが、どのように隊員になされているか伺います。

○議長（田中隆徳君） 高橋消防長。

○消防本部消防長（高橋誠一君） 石嶋議員の質問にご答弁いたします。

救急隊の新型コロナウイルス対策は、第5類移行後も総務省消防庁が定める感染防止対策マニュアルに基づきまして、標準予防策で対応しております。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） 夏場の場合は、その対策で本当に大変だと思います。これから寒くなっていますけれども、インフルエンザ対策等、隊員の皆さんのが広域の市民の命を守るという意味では本当にご苦労さまです。

その次、環境センターについて伺います。現時点でのごみの搬入量について伺います。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） それでは、石嶋議員の質問に答弁いたします。

令和7年10月31日現在における環境センターへのごみの搬入量は、可燃ごみ約3万1,022トン、不燃ごみ約1,303トン、粗大ごみ約31トン、合計で約3万2,356トンとなってございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） 数字で出されても、どのくらいのボリュームかというのがちょっと判断つき

ませんけれども、3万1,022トンということで、かなり大量の可燃ごみが出されているのかなというふうに受け止めました。

こうした中で、近年ごみの量の推移等はどのように変化しているか伺います。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

ごみの量につきましては減少傾向にございます。近年ですと、令和元年度をピークに減少傾向。ちなみに、筑西市で申しますと、令和6年度が1日当たりで申しますと101.5トン、令和5年度になりますと104.4トン、令和4年度に戻りますと107.7トン、減少傾向となつてございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） 詳しく分かりました。

次に、不燃ごみの分別について伺います。どのように現場で分別されているのかというあたりを伺います。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

不燃ごみの分別につきまして、現在環境センターに搬入された不燃物につきましては、運営管理委託業者が確認のうえ、資源物と中間処理するものに分別を行っております。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） 今、委託業者と答弁がありましたが、不燃ごみの分別が委託業者で分別されております。そのチェック体制といいますか、検証、確認はどのようにされているか伺います。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

運営管理委託業者が選別しましたものについてのチェックということでございますが、職員は直接これをチェックしているという状況はございません。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） そうしますと、業者に任せているという理解でよろしいでしょうか。

次に、3番目ですが、今ニュースなんかでもリチウムイオン電池の火災問題等が報道されておりますが、実際広域管内での事故の有無はどうだったのか伺います。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

リチウムイオン電池の問題でございますが、環境センターにおける発火件数、こちらにつきまして

は令和5年度で2件、令和6年度で4件、令和7年度は10月末現在でゼロ件でございますが、幸い火災にまでは至っておりません。

なお、いずれも、リチウム電池等の混入が原因と見られる発火でございますが、断定はできていな
い状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） これは断定できないということですので、これから課題となるのかなとい
うふうに今答弁を受けて考えました。

そうした中で、実際日常生活でリチウム電池イオンを使った器具を使っているわけですけれども、
こうした市民への周知徹底についてはどのように考えているか伺います。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

市民への周知についてでございますが、環境センターでは、ホームページを通じてリチウムイオン
電池や危険物の分別方法について広報を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） ホームページのみという理解でよろしいのでしょうか。ホームページにア
クセスできない広域市民の方々に関しては、どのように考えているか伺います。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

リチウムイオン電池の対応につきましては、構成市との会議等においても継続的に課題として取り
上げ、市民への啓発や分別徹底のための方策を協議しているところでございます。今後構成市におい
て、リーフレットの配布や広報紙等を通じて、リチウムイオン電池をはじめとする危険物の適正排出
について、分かりやすく周知、啓発が図れるよう、環境センターとしましても情報提供や協力を行い、
連携して取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） 情報提供というのが一番肝心、要かなというふうに伺いました。

3番目に行きますが、配付されました広域市町村圏事務組合総合計画、これに目を通させていただきま
して、かなり緻密に計画がされているなというふうに読んだ印象です。そして、立派な計画がで
きましたけれども、この計画の評価及び検証はどのようにしていくのか伺います。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

評価及び検証につきましては、今年度から実施計画を導入するとともに、事業別予算の細分化に着手をいたしました。また、令和8年度からは、事業計画に対する事務事業評価制度を導入する予定でございます。その検証結果を基に、実施計画につきましては毎年度見直しを行ってまいります。

なお、評価結果につきましては、本組合のホームページに公表いたすこととしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） この評価で策定体制ということではありますけれども、この方々が詰めていくのかなというふうに思いますけれども、広域事務組合等で働く一人一人の職員の皆さんには、私思うのですけれども、一人一人の方が現場で働いていることが、センターの役割を果たしているのかなというふうに思うのです。組織で検証していくことですけれども、組織は発信機になるのかなというふうに思うのです。ですから、そういう意味で一人一人の現場で働く職員の声を大事にして、この評価検証を行っていただきたいということを最後に申し上げまして、私の質問を終了いたします。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 続きまして、16番、榎戸甲子夫君。

[16番 榎戸甲子夫君登壇]

○16番（榎戸甲子夫君） 皆さん、おはようございます。石嶋議員あまり早いので、面食らってしまいました。準備しようと思っていたのですが。

さて、大分寒くなりましたが、今年のインフルエンザは香港A型といいまして、数十年前にはやった病気なので、最近の方々の免疫が薄れているのではないかという私のドクターの所見でございました。つい先日、私もインフルエンザの予防注射をしましたが、小高議員はインフルエンザではないのでしょうか、今日の欠席は。そんなことはいずれにしましても、早速質問に入ります。

入札についてでございますが、通告いたしまして、早速事務局長、須藤さんがこんなすばらしい資料を、きめ細やかな資料を提出していただきましてありがとうございました。いい質問ができると思います。そこで、様々な入札がございますが、環境センターの各金属の売り出し、この点だけ絞って質問をしたいと思います。

まず最初に、指名競争でございますので、筑西市では筑西再生資源事業協同組合という広域で組合を持っております。17社ほどでございます。それと、あと約半分がこの筑西広域市町村圏事務組合以外の、ですからこれは東京も千葉も埼玉も、もちろん潮来とか下妻とか、そういう事業者が指名を受けて入札に参加をしておりまして、その辺のバランス等をどのように考えてご指名をなさっているか、まずはお聞きいたしたいと思います。

あとは質問席にて質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（田中隆徳君） 榎戸甲子夫君の質問に答弁願います。

須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 榎戸議員さんのご質問に答弁いたします。

議員さんの質問は、環境センターから排出されます鉄、アルミ類及びメタル等の売払いの件のことと存じます。本件につきましては、四半期ごとに年4回実施しております、入札参加資格審査申請書を出されている業者の中から指名をしているところでございます。売払いにつきましては、環境センターの歳入予算の中でも大きな財源となっていることから、少しでも高く売却できるよう、鉄、アルミ等につきましては、参加意思の申請をされている業者の中から12業者を指名しております。内訳といいたしましては、圏域内6業者、圏域外6業者を指名しておりますので、バランスについては保たれているというような認識を持ってございます。

また、メタルにつきましては、15社中9業者の指名をしております。内訳としましては、県内業者が2社、圏域外が7業者指名となってございますが、圏域内業者では取扱いが困難なものでありますので、このような割合となってございます。

なお、それぞれ競り売り方式により、契約相手及び売却価格を決定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） ご答弁ありがとうございます。

圏域内と外とでほぼバランスよく指名なさっていますね。そこで、こんなすばらしい資料をいただきましたので、つぶさに調べましたら、この3年間の入札で落札した業者が、圏域内が33社、圏域外が38社、ほぼ同数です。非常にこの辺は気を使った入札の方法かと思うのですが、そこで私がここで地元業者の声を代弁するわけでございますが、今局長おっしゃいましたように非常な財源でございます。鉄くず類は9,100万ほど、メタルに至っては1億1,000万以上の売上げがあるということで、考え方によつては、これは収入ですから、幾らでも高く売れればいいわけです。いわゆる簡単に言えば競りですね。ですから、落札率が普通ほかの入札というのは、100%を指定した企業に対して100%以下でございますよね。この売払い金属に関しては、全て100%以上なのです。

ここで申し上げたいのが、特にメタルは重要な金属、鉱物なものですから、指名される業者が、調べましたら、これは業者ではなくてメーカーなのです。ですから、ここにはつきりと載っていますが、これはいつでしたか、去年の3月、697.3%、地元の入札した価格が5万、6万、10万台、それをはるかに超えて、地元業者が100%に対して150%とか200%未満が精いっぱいです。これはお仕事上、ビジネス上。ところが、メーカーは直接買えますから、697倍ですよ。これに対して違和感をお持ちになりませんか。

ちょっと待って、もう一つ例を挙げましょう、早く終わるように。もう一つの例が、これも顕著な、これは去年の5月です。やはりメタルです。何と583倍です。地元業者はこれに対して5万とか10万とかという、それでも100%は超えているのです。何を申し上げたいかというと、地元業者はこの町の中にあって必要不可欠の業者でございますから、皆さん方も例えば河川の増水やら、何かごみ問題に対

しての緊急の場合には、お願ひするのは地元業者でしょう。環境センターの産物として、お宝として出たものが我々のものだと、これは高く売ればいいのだと。それはいいですよ、財源になりますから。年間2億もの収入ですから。

でも、そういう考え方と、もう一つ昨今あちこちでやられている地域社会還流経済といいまして、なるべく自分たちのまちで、簡単に言えば地産地消というような言葉から始まりましたが、だからその辺の入札の仕方を変えて、地元優先のそういう指名にできないものなのか。何かそこに、地元以外に指名しなければいけない条例等があるのかどうかお聞きしたいのです。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） それでは、答弁いたします。

メタル類の高額落札率につきましては、まず予定価格を設定するにあたり、参考見積りを3業者から徴取して平均額を算出し、直近の市場価格と比較をいたしまして設定しております。あくまで参考見積りのため、実際の入札時に大きくつり上がることがございます。このメタル系につきましては、業者によって持っている技術や利用方法等により大きな差が出てくるものと考えてございます。

次に、まず大手業者の指名につきましては、先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、環境センターの歳入の大きな財源となっていることから、構成市の分賦金の負担軽減のために、より高く売却できるようにと指名しているところでございます。地元業者の優位性を重んじているかというような質問につきましては、地元業者の優位性につきましては、どの入札も基本的な考え方として、まず各事業の内容を検討しまして、地元業者で行える一般的な事業につきましては、地元優先を念頭に入札を執行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） ここで一つの例を挙げたいと思いますが、水戸市にも同じような水戸市再生資源化事業協同組合が広域であるのです。同じようなノウハウでごみ処理をしていると思うのです。その水戸市が、水戸市の市内の圏域内の業者のみに随契委託をしているのです。つまり外に出していないのです。水戸市といえば我々3市より3倍ぐらい多い人口ですから、そこから排出されるごみといったものは、もちろん膨大なものだと思うのです。つまり結果的に売却する鉄くずやいろんな金属類、これも3倍ぐらい出ているのです、水戸圏内では。それを水戸市が中心になって地元業者のみにだけ指名している。こういうことについて管理者、副管理者のお言葉を頂戴したいのですが、まず管理者、どう思います。

○議長（田中隆徳君） 設楽管理者。

○管理者（設楽詠美子君） 榎戸議員の質問にご答弁いたします。

売払いに限らず、入札等に関しましては公平、公正な視点を持ちながら、そして地元、先ほど局長のほうから申し上げたように内容を確認して、一般的なものに関しては地元優先という形で行ってい

こうと考えております。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 小林副管理者。

○副管理者（小林 栄君） 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私どもも入札制度に関して言えば、やはり一番は公正、公平な入札制度というのを維持しなければいけないということでございます。今回の件は、特に収入に関わる大きな財源になっているということでございますので、構成市の立場としては、やっぱり大きな財源を確保していただければ負担が少なくなるということで、この制度に関しては、管理者同様に極力高く買っていただくという方向で我々も考えておりますので、水戸市の例も今ご紹介いただきましたけれども、水戸市がどんなふうにやっているかは、また管理者共々いろいろ調査をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 大塚副管理者。

○副管理者（大塚秀喜君） 管理者、副管理者と同意見でございます。

○議長（田中隆徳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） 今お三人とも公正、公平と言いましたから、それは当然大前提ですよね。だから、もしこれが私が地元業者協会の代弁をする意味で言うと、そこだけにまとまつたら、公正、公平にならないのではないかという心配がちらっとのぞいているというふうにも感じます。

でも、それともう一つ、2億という財源は大変なものです。その2億が売上げが下がって1億減らしたと。1億は下がらないと思うのですが、その1億が今度は地元業者の育成とか、そういう最近風潮ですよね。筑西市においては、地元の産業振興条例などをつくりまして、なるべく市内発注のもの、あるいは売り買いとか、そういうものは地元に任せると。地元企業の成長を願っている。つまり税で返ってくるわけですから、地元業者に任せたら丸々2億円がなくなるわけではなくて、地元業者に任せる。

つまり、いきなりメーカーに売ったのでは、業者のビジネスチャンスを奪っているのです。でしょう。地元業者がメタルを扱えないとかというようなニュアンスでおっしゃいましたが、これは地元業者であっても、もしそうであれば、そのメタル、そういう高純度な金属、私もよくは分からぬのですが、そういうものを扱えるように企業が努力をする、成長するといったことも、そこに潜んでいるのではないかでしょうか。だから、私は、事務局長は決定権はございませんでしょうし、3人の立派な市長さんがおりますから、今すぐ結論とは申しませんが、地元優先にして地元産業のためにこういうことも頭に置いて、ぜひ地元にお任せ願いたいということをお願いして、次の質問に入ります。

次、筑西遊湯館について、前回の全員協議会において、指定管理者制度を今期は見送りというふうになりました。当時、短いコメントでしたので理解できなかつたものですから、ご説明を願います。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

今回、筑西遊湯館における指定管理者制度の導入を一旦立ち止まるべきとの判断に至りましたのは、近年施設の経年劣化に伴う各機器、設備等の不具合が顕著となってきたことから、制度を導入するにあたり、いま一度詳細な調査をする必要があるとの結論に至ったことによるものでございます。今年度調査を進めてまいりました結果、まず生命線とも言える蒸気配管につきましては、現時点の状態は悪くはないが、10年後には更新を進める必要があるとの結果でございました。

また、その他の設備類につきましては、概算ではありますが、それぞれ高額な修繕費が必要との結果でございました。特に屋根、外壁の改修工事に関しましては、雨漏りに関する被害が顕著であり、本年9月の豪雨の際には、これまで経験したことのないほどの広範囲におよび、大規模な雨漏りが発生いたしました。今後も加速する気候変動が及ぼす影響を考えますと、指定管理者制度を導入する前には、これらの問題を解決する必要があります。しかしながら、構成市それぞれ財政状況を勘案した結果、ごみ処理施設の延命化に合わせた今後15年間を目標とした運営は続けることといたしますが、その際分賦金はこれまでどおり平準化させ、最低限の費用で効果的かつ効率的な整備を施しながら、従来どおりの運営を継続していくことで決定したことが理由でございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） ということは、当面は指定管理者制度を行わないと、こういうことなのでですね。今やこの組合に限らず、各町においても、外部に委託する指定管理者制度というものが大変流行していますが、私自身はあまり納得はしていないです。例えば今指定管理者制度にできない理由は、あまりにも壊れ過ぎて、引き受ける外部団体なんかありませんよね。ですから、それをきれいにして、きちんとして、新規同様にして委託するのかなというふうに私は思っていたのですが、そもそもなさそうです。

では、ちょっと先走ったお話なりますが、遊湯館に配属されている職員さんは何名おるのですか。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

現在、遊湯館に配属されている職員につきましては、常駐2名でございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 榎戸甲子夫君。

○16番（榎戸甲子夫君） たった2名であれほどの運営しているのですか。すごいですね。

これでほぼお話は終わるのですが、遊湯館に限らず、今後この事務組合の中において、指定管理者制度という制度を取るようなことがあるかもしれないと思うのです。事務組合のお仕事はそんなに多くはないのですが、そうなりますと外部に渡すということは、それまでにそこで仕事をなさっていた職員さんが、今度は余るわけでしょう。その余った職員さんがおやめになるのか、それとも事務局に

戻って違う職場に転属されるのか、そういうことなのです。

えらい予算をかけて大改修をするわけでしょう、遊湯館。ですから、今後見守っていきたいと思うのですが、できれば局長、こんなこと言うと大変失礼ですが、どうも楽しよう、楽しようと、耳の痛い人もいると思うのですが、我々市民はお役所に対してお願いをしているのに、汗をかくことを少しためらって外部委託が入っているのです。丸投げですから、丸投げしてしまうと、ではその分余剰人員があるはずなのに、余剰人員はまた戻ってどこかに配属されると。そういうのがありますので、できれば、たった2人で大変な思いをなさっているでしょうし、その辺はこれからいろんな方法を聞きながら、我々も相談に応じていきたいと思いますので、とにかく遊湯館は若干客数が減ったようでございますが、きっとまたリニューアルすれば元に戻るのではないかと。

私どもは筑西市の東のほうに住んでいますので、遊湯館は遠いので元気館に行ってしまうのですが、地元の方々に聞きますと、やっぱり遊湯館は人気のいい温泉施設でございますし、何といったって熱源が環境センターからの熱源ですから、こんないい施設はないというふうに思っておりますので、今後ともそういう動向を我々も見させていただきながら、立派な圈域市民の喜ぶような施設づくりをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中隆徳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（田中隆徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番、林 悅子君。

[11番 林 悅子君登壇]

○11番（林 悅子君） 11番、通告に従い質問いたします。

1点目ですが、環境センターの延命とごみの分別収集について伺います。約80億の予算をかけて改修しているわけですが、10年から15年、あっという間に期限が来てしまします。できる限り延命をさせなければならないのですけれども、その延命を阻害する主な要因として考えられるのは、火災と薬品混入による機械の劣化だと思います。

まず、施設内の火災発生件数については、先ほどの石嶋議員の答弁等にもありましたが、リチウム以外カリチウムかということまでは断定できないという話なのですから、例えば燃えたものの残りを見れば、コードレス掃除機なんかが入っているとは思いませんけれども、電子たばことか、モバイルバッテリーなんかを燃やすごみの袋に入れてしまうなんていう人があった場合は、それが原因になる可能性はありますよね。そこまで断定していますか、それともリチウム以外のあるいは発火というものがありますか、その点についてお伺いいたします。私、今左耳が突発性難聴で聞こえづらくなっていますので、できる限り大きい声でゆっくりと答弁をお願いできればと思います。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君の質問に答弁願います。

須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） それでは、林議員のご質問に答弁いたします。

環境センターにおいて発火があった場合ですが、まず初期活動として消火の作業を職員、運営委託業者がいたします。同時に消防本部管理統制課のほうに連絡をいたしまして、その情報を伝えております。大概はすぐに消火ができるのでございますが、その後消防のほうで現地調査のほうを行っていただいております。その際、消防のほうでは、原因が特定できていないというようなことでございまして、リチウムイオン電池か、はたまた違うものが原因なのかということにつきましては、現在のところ分からぬ状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 小さいですから、どの程度残るか分からぬし、難しいだろうと思いますが、先ほどの石嶋議員と同じに周知徹底して、できる限り分別してもらうという以外に今のところ手だてはないというふうに思います。

そのリチウム電池の分別回収方法についてなのですが、先ほどの答弁では市民に周知するあるいは今協議中のことなのですが、再度伺います。3市によって、若干の温度差とか対応の違いとかいうのがありますか。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） リチウム電池の分別回収状況についてでございますが、現在環境センターに直接搬入されるリチウムイオン電池につきましては、運営管理委託業者が選別作業をする中で、適宜確認を行い適正に保管をしているところでございます。

また、構成市がそれぞれの方法で回収している分につきましても、可能な限りの分別が行われているものと思われますが、収集方法や回収体制は各市の所管となるため、今後構成市との協議を密に行い、より適切な収集や分別方法を検討してまいりたいと思います。リチウムイオン電池の回収や分別方法につきましては、市それぞれが収集体制に基づき実施しているものと存じます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 大体離れると、各市に任せてあるという答えが出てくるのですが、何のための広域なのかと。消防は広域消防で一つしかないわけですから、それを考えると広報の在り方、広報紙を出しているのですから、広報紙の中にそういうリチウムイオンについては個別に管理して、役所に持ってきてもいいし、あるいはスーパーあたりに協力してもらって回収箱みたいなものを設置できるとか、そういう細かいことをやってみたらどうかと思います。何かポスターみたいなものを作って、そういう市民が出入りするようなスーパーさんなんかに貼ってもらうということも、周知徹底の手段

としては、できる限り目につくというやり方をしたら、あまりお金もかかりませんし、いいのではな
いかというふうに申し上げます。

3点目としてプラスチックごみが、これが結局薬品購入の原因になっているような気がするのです
けれども、このプラごみの再資源化について、容器系、つまり食品トレーとかああいうもの、それと
製品系というのは、皆さんを使っているような普通の広くあまねくあるこういうのもプラスチックな
のですけれども、これについては今後広域としてはどのように取り組んでいかれるか、お伺いをいた
します。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

プラスチックごみの再資源化につきましては、令和4年度に施行されましたプラスチックに係る資
源循環の促進等に関する法律第6条に基づき、これまでの容器包装プラスチックに加え、日用品など
の製品プラスチックも分別再資源化の対象となったことにより、構成市での対応が必要となったもの
でございます。議員おっしゃられたとおり、製品プラスチック、容器プラスチックがここに分類され
るわけでございますけれども、広域としましては、環境センターにストックヤードがございますので、
構成市において製品プラスチック、容器包装プラスチックを一括回収をしていただいた後に、そちら
のヤードで管理して、その後選別を委託する業者へ搬出する予定となってございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 特に食品トレーなのですよね。お肉とかお魚なんかが載っているやつ、女の
人のほうが身近だと思いますけれども、これは今燃えるごみの中に入っている場合もあるし、それか
らカスミさんなんかだと、そういうトレー専用の回収容器なんかを持っていらっしゃる方、そういう
のは事業系のほうに、要するに業者のほうに行くのだと思うのですけれども、2方向あるわけなので
す。これは今後も変わらずでいいのですか。私はそのほうが便利なのですけれども。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

いわゆるプラ新法と呼ばれるものが制定されましたが、現在のところ、努力義務ということでござ
いますので、いきなりこの容器包装プラスチック、製品プラスチックということで徹底して行うとい
うことはなかなか難しいと思っております。時間をかけながら、構成市と連携をしながら検討して、
いい方向で進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 私のほうから、こういう考え方もあるということで申し上げたいのですが、
レジ袋の一件でも、レジ袋禁止になりましたでしょう。レジ袋って、スーパーで入れてくれているや

つね。あれって廃油の一番捨ててしまうような廃油で造られていたものなのです。それをプラごみだということで廃止にした結果、結局石油製品だから、搬入したときに燃えていたわけです。燃料の一端になっていたわけですよね。それがなくなった分、僅かな量でしょうけれども、その分環境センターのほうでは燃やすためのエネルギー、灯油とか、そういう石油みたいなものを入れなければならぬということになっているわけで、こっち側から見れば解決しているのだけれども、こっち側から見ると負担になっているということもあるので、恐らく徹底しようとすれば、確かに局長がおっしゃるより、混乱するでしょうね。今のところ、努力義務という日本には便利な言葉があるので、その中で少しずつスーパーさんのほうのトレー回収のほうに持っていくれるような体制づくりを、まずすること。多少混ざっても、エネルギー源になっているということも頭の中に入れておいたほうがいいのではないかと思います。

次に移ります。組合職員の給与に関する条例改正のこれ私顛末と書いたのですが、問題についてと書くと、それもちょっとかなと思って顛末ということにしたのですが、先だって全員協議会で、こういうことが起きているということを知らされましたので、詳細についての説明は結構なのですが、この原因等何だと思っているかということを端的に。それから、いつ分かったのかと、何で分かったのかということをお聞きいたします。

これは、7月議会に専決処分の承認ということで上がっていた条例ですよね。つまり、私は気がつきませんでした。正直に申し上げます。私はこの一番後ろのほうの消防署の号給のほうまで、大体そんなものの見方もできないし、公務員でもなくてはできないと思うのですけれども、監査委員を長くやっていましたけれども、私はそのものは気がつかなかつたという、行き届かなかつたな、私もということを反省しつつこの質問をしたいと思うのですけれども、原因が何で、そしていつ分かった、どういう経緯で分かったかをお尋ねいたします。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

議員ご質問の今回の原因につきましては、まず端的に申し上げますと、人事院勧告の改定内容に対する担当職員、関係する職員、これらの認識不足とチェック体制の不備によるものでございます。判明いたしましたのは10月2日でございます。消防本部の給与担当職員から、そういった情報が入ったところでございます。

今回、予定外の支出となってしまいましたことにつきましては、大変申し訳なく思っております。心からおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 消防の担当のほうからそういう話があつて分かったということなのですが、通常この給与全体をいじっているのは総務部のほうで、消防ではないですね。消防の担当はどうい

う経緯で気がつかれたのでしょうか。分かれば。

○議長（田中隆徳君） 高橋消防長。

○消防本部消防長（高橋誠一君） 林議員の質問にご答弁いたします。

担当のほうとしては、条例の改正とか、そういうものは事務局にお任せしているところなのですが、けれども、担当がたまたま退職金とかの整理をするために調べていたところ、気づいたというようなことになります。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 分かりました。これ最初は、原因はこっちの総務のほうで起きているのですが、けれども、だんだん話が消防のほうに行ってしまっているわけです。結局今回の条例、専決処分で10月以降、11月からは本来あるべき給与体制に戻るということですね。そうすると、何か月分が間違つてしまつたということになりますか、4月1日からだと。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

6か月分になります。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 結局この解決方法というのは、こんな言い方するとどうかと思うのですが、事実だから申し上げますが、そっち側が原因者で、災難を被ったのはこっち側、見つけたのは災難を被った側と。どうやって収めてもらうかというところで、この間の全員協議会のときには明確なお答えはいただけませんでした。しかし、そのまま放置するわけにはいかないので、お気の毒だとは重々思いますけれども、4級から8級が対象だったということですから、消防長もその中の一人ということになりますね。ご自分のことだし、災難を被った側のトップということなのですけれども、どのようにされますか、お尋ねをいたします。

○議長（田中隆徳君） 高橋消防長。

○消防本部消防長（高橋誠一君） 林議員のご質問に答弁いたします。

給与の条例に関しましては、返納の意思があることを事務局にお伝えしまして対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） それでは、管理者にお尋ねをいたします。

今のやり取りを聞いて、まずこの話を最初聞いたときにどのように思って、現在どのような解決方法を考えているか、どのように判断するか、管理者にお尋ねをいたします。

○議長（田中隆徳君） 設楽管理者。

○管理者（設楽詠美子君） 林議員のご質問に答弁いたします。

まず初めに、本件につきましては議員の皆様はじめ、構成市の皆様にはご心配、ご迷惑をおかけしたこと、改めておわびしたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

今回の状況を踏まえ、6か月間のミスということがありました。今後このようなことがないように、この事態をしっかりと受け止め、原因も現在明らかになってきたことですので、二度とこのようなことがないように再発防止策を徹底して前に進めていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 答えにならないのですよね。どんなふうに考えていて、どんなふうに収めるのがいいと思っているかということをお聞きしています。こちらは返納の意思があるということを言っていると。こちらはまだそのことについては何とも言っていませんが、何せ自分たちが間違った側なので、言い出しづらいということがあると私は思うのです。こういう場合は、結局上に立つ者が、なるべく迅速に判断するしかないのではないかというふうに思います。副管理者等々とも相談されたとは思いますけれども、やはり広域というのは筑西市に何事も準じてやっていますので、筑西市を信頼しているのです。ですから、今回の件はどのように収めるのがいいと思っているかをお尋ねしています。管理者にお尋ねしています。

○議長（田中隆徳君） 設楽管理者。

○管理者（設楽詠美子君） ご答弁にお答えいたします。

条例を改正し、給与を支払いした部分に関しましては、このまま支払いを行います。お支払いはこのままといたします。そのうえで、自主返納の希望がある者に関してはお受けしたいと考えております。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 条例を今のお話は、局長でいいですけれども、減額条例としては提案しないと。あくまでも任意で、任意で言ってもあれですかとも、お願いすると、ひたすらお願いすると、そういう意味ですか。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

林議員のおっしゃるとおり、私からもお願いをいたして丁寧な説明をしたうえで、任意でございますけれども、もしいただけるのであれば、ありがたいお話をございますので、そういう形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） これは誰かが言わなくてはならないのですよね。誰かが言う立場の者としては、結局管理者しかいないと私は思っています。解決というより、どう物事を収めるかという話なので、確かに法的には何が何でも返せみたいなことは絶対できないのですけれども、それがこの間していった不利益不遡及の原則ということなのですけれども、しかし市民にどうやって説明するのかといつたら、絶対に説明つかないです。600万どうするのだという話に結局なっていってしまうし、やっぱりこういうときには、判断の基準が組織の中だけではなくて、市民から見たときにどうかということと、長引けば長引くほど返す金額が大きくなるわけですね。そうすると、ひどく損したような気に私なんかだとなってしまいます。余計に取られてしまうような気に。だって、もう使ってしまったりしている場合もありますから。ですから、やっぱり迅速に決めなければならないし、そしてそれを収めるとしたら、管理者以外に、もちろん副管理者も同じですけれども、でもやっぱり管理者以外にないということを、ぜひ今回を教訓として今後生かされるように重ねてお願いを申し上げます。

もちろん議員の一人として、気がつかなかった私にも責任の一端はございます。消防のほうは大変災難だったと思いますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

では、今後の防止策を伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） 答弁いたします。

今後につきましては、再発防止策といたしまして、三つの柱として進めてまいりたいと考えております。一つ目に、法令等に対して職員一人一人が認識を深めること、二つ目は、複数人による組織的チェック体制の構築、三つ目は、研修による知識向上と意識改革でございます。それぞれの柱の下にさらに細かな方法がございますが、全協で説明したとおりの内容でございますので、割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 分かりましたけれども、これは消防の給与というのは、ここにしかない、筑西市にもないわけですから、やっぱり基本の基だということを考えると、こんなに長々とまたみんなでやるとか、ああだとかこうだとか言っても、やっぱり基本の基だったなということを忘れないでもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 以上で一般質問を終わります。

◎報告第4号、報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第3、報告第4号 処分事件報告についてから報告第5号 処分

事件報告についてまでの2件を一括上程いたします。

この際申し上げます。議事の都合により、議案質疑につきましては、総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

直ちに説明を求めます。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

[事務局長 須藤正明君登壇]

○事務局長（須藤正明君） 報告第4号 処分事件報告についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことから、同条第3項の規定に基づき報告、承認を求めるものでございます。

なお、2ページ目に専決処分書の写しを添付してございます。

3ページをご覧ください。初めに、第1条では、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和7年6月1日から、刑の種類について懲役と禁錮は廃止され、拘禁刑に一本化されることから、これらを引用する筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、第19条の2及び第19条の3の各項目中、「懲役」又は「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

8ページをご覧ください。附則といたしまして、第1項は、この条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

附則、第2項は、この条例の施行に伴う経過措置を定めたものでございます。

大変恐縮でございますが、ページをお戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。第2条は、令和6年人事院勧告に準拠した給与改定を行うため、令和7年3月18日に専決処分いたした案件でございますが、今回の給与改定にあたっては、改正給料表及び号給切替表の双方の規定が必要となるところを、号給替表については行政職のみが適用を受け、消防職については適用外となっていたことから、消防職に係る号給切替表を追加し、10月支払い分から人事院勧告に準拠したものとするものでございます。

報告第4号の説明は以上でございます。

続きまして、報告第5号 処分事件報告についてご説明いたします。報告第5号 処分事件報告について、地方自治法第179条第1項の規定により、筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことから、同条第3項の規定に基づき報告、承認を求めるものでございます。

なお、2ページ目に専決処分書の写しを添付してございます。

3ページをご覧ください。この条例は、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、部分休業を拡充するものでございます。

改正内容でございますが、育児を行う職員の部分休業につきまして、現行1日につき2時間を超えない範囲内において取得することとしておりますが、この取得方法に加え、1年につき勤務時間の10日相当の時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について取得する方法を新たに設けることで、より柔軟な働き方の促進を図るものでございます。

また、本条例の規定に表れてはおりませんが、非常勤職員の部分休業につきまして、対象となる子の範囲が、3歳に達するまでの子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大されることにより、一般職員と同様の条件となるものでございます。

4ページをご覧ください。附則といたしまして、第1項は、令和7年10月1日から施行する旨定めたものでございます。

附則、第2項は、本条例の施行に伴う経過措置を定めたものでございます。

なお、本件につきましては、構成市いずれも先般の9月議会において可決されたことを受け、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上で報告案件の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中隆徳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、報告第4号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第5号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第4、議案第9号 筑西広域町村圏事務組合議会の議決事件に関する条例の制定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

須藤事務局長。

[事務局長 須藤正明君登壇]

○事務局長（須藤正明君） 議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合議会の議決事件に関する条例の制定についてご説明いたします。

標記について次のとおり提出する。令和7年11月19日提出でございます。

本条例は、令和5年度から筑西広域市町村圏事務組合総合計画の策定業務を行ってまいりましたが、そのうちの基本構想について、構成市と同様に組合議会の議決すべき事件とするため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。2ページをご覧願います。第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、議会の議決すべき事件として、筑西広域市町村圏事務組合総合計画のうち基本構想の策定、変更又は廃止に関するることを規定するものでございます。

附則は、施行期日を公布の日とするものでございます。

なお、基本構想の策定に係る議案の上程は、令和8年第1回定例会を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中隆徳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合議会の議決事件に関する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第5、議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

○議長（田中隆徳君） 高橋消防長。

[消防本部消防長 高橋誠一君登壇]

○消防本部消防長（高橋誠一君） 消防本部消防長の高橋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてご説明申し上げます。本年2月26日に発生しました岩手県大船渡市林野火災を受けて開催されました総務省消防庁の大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書から、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされ、火災予防条例の一部が改正されました。当組合火災予防条例につきましても全国統一的な基準とするため、同様の改正を行うものです。

第1に、火災予防条例第29条に規定する火災に関する警報は、消防法第22条に規定するものであることを明確にいたします。また、火災警報発令中の屋内での裸火の使用制限についての規定を、建物や設備の変化を踏まえて削除いたします。

第2に、林野火災の発生原因の大半がたき火や火入れといった人為的な要因によることから、消防本部消防長は、気象状況が林野火災の予防上必要と認めると、林野火災に関する注意報を発することができるとするものです。林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、注意報発令区域内にあるものは、火災予防条例第29条の各号に定める火の使用の制限に従うよう努めることといたします。

また、消防法第22条に規定する火災警報のうち林野火災予防を目的とするものについて、林野火災警報として発令することといたします。この注意報と警報は、林野火災が発生したならば、広範囲に延焼する危険性が高いと考えられる森林を有する区域を対象とすることから、桜川市に指定して発令するものといたします。

第3に、火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出について、第45条第1号に「(たき火を含む。)」を加えます。これまで山林への火入れなど大規模なたき火をする場合について届出することとしていたものに、小規模なたき火につきましても届出を規定することで、火災種別を問わず、建物火災や林野火災発生危険の低減を図るもので

第4に、火災予防条例第34条の3、第36条の2に定める特例を認めるもの、第42条の3に定める提出先、第43条、44条、45条、46条の届出先を、それぞれ実際の事務と規定に相違が生じていたことから、事務の整合を図るため、消防本部消防長から当該消防署長に改正いたします。

第5に、条文の誤字が認められることから、字句の訂正を行います。

火災予防条例の一部改正について、説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中隆徳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

林 悅子君。

[11番 林 悅子君登壇]

○11番（林 悅子君） 大体は分かっているのですけれども、どうしても警報と注意報が発令区域として桜川市に限定されているので、市民に聞かれたときにどうやって説明するのかというのでは、今この情報だけでは足りないので質問させていただきます。

先ほどの消防長のお話では、普通条例改正というのは法律の改正があって、そしてそれに準じて下に下りてくるという感じで条例改正やることが多いと思うのですが、私の聞き落としかもしれませんけれども、消防法の改正によるものではなくて、消防庁会議の中でそういうお話が出てというふうに聞こえたのですが、この条例改正の根拠というのは何なのか、もう一度ご説明をお願いします。

あわせて、大船渡火災の原因というのは結局分かったのでしょうか。分かったのだったら、その理由もお尋ねいたします。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君の1回目の質疑に答弁願います。

中山消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（中山一美君） 林議員の質問に答弁いたします。

まず、林野火災注意報及び警報の発令範囲について、林野火災は進入が困難であったり、放水が困難であったり、全体像の把握が困難であるなどの特徴があるため、林野の規模や地形の特徴、消防力、林野周辺の消防水利の状況、防火対策の状況を踏まえて総合的に判断しております。その中で総務省消防庁からは、森林法第5条の都道府県知事が作成する地域森林計画及び森林法第7条の2の農林水産省の林野庁を管理する国有林の森林計画に該当するものが、これに当たるとされており、管内には関東森林管理局長が管理する国有林と、茨城県知事が作成する霞ヶ浦森林計画に該当する民有林が桜川市のみにございます。よって、桜川市を限定として林野火災注意報、警報を発令するものです。

次に、失礼しました。

[「ちょっといいですか」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） 林野の定義についてのご説明を今されたと思いますので、それはそれで必要な情報だったのですけれども、その前に、この条例改正の法的根拠はあるのかということをお尋ねしています。あと大船渡。

○消防本部予防課長（中山一美君） 答弁いたします。

先ほど消防長から説明があったとおり、大船渡市の林野火災を受けて消防庁で消防防災対策の方に関する検討会を開催し、その報告書を受けた総務省消防庁が協議した結果、火災予防条例（例）、これは総務省消防庁が通知しているのですが、こちらの改正がございました。この改正に準じまして、全国統一的な……

[「何の改正」と言う人あり]

○消防本部予防課長（中山一美君） 火災予防条例の例です。この例に基づいて全国の火災予防条例が定められておりますので、私ども筑西広域消防本部におきましても同じ改正内容とすることから、今回の改正に至ったものです。

続きまして、大船渡の林野火災の火災原因なのですが、最終的な判断は不明となっております。

以上です

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） あまり聞いたことなかったですね。法律改正ではないのですね、根拠は。そういう条例というのがあって、条例を、消防という特殊な世界なので、そういう形を取っているのかかもしれませんね。ちょっと勉強不足、私のほうもよく分からないので、分かりました。それはそれで承りました。

大船渡の場合は、結局大体こういう火災は原因不明になってしまいますよね。聞いていなかったのですが、林野についてのご説明を今いただいたと思いますけれども、私も林 悅子というで林なのですけれども、この林野の定義なのです。桜川市が該当したのは、国有林と、それから一部の特殊な民有林があるということで、5条森林ということで、ほかの自治体の方にはなじみがないかもしれませんが、広範なほとんど山なので。そうすると、真壁町時代に山火事が3日か4日かけて自衛隊まで出てきてもらって、火災を起こした経験がありますので、一旦山が燃えると、本当に消火活動が半端なく大変だということはよく分かります。

そういう意味で、この条例が桜川市の中に、桜川市ということで注意報と警報ということが発令されるのだとは、これは分かるのですけれども、では林野といったときに平地林と、今回たき火も広域全地域届出義務が生じることになりますよね。これは桜川市に限らず。そうなったときに平地林とか、そういうところの火災はないのですか、構わないのですか。山林以外、山林のところだけをこんなに厳しくされるという印象を、多分桜川市民の方の何人かは思うと思うのですけれども、平地林との兼ね合いについてはどうですか。平地林だったらよそさんにもあるでしょう。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君の2回目の質疑に答弁願います。

[「3回なの、3回」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 中山予防課長。

○消防本部予防課長（中山一美君） 質問に答弁いたします。

平地林と言われたのは、いわゆる平地において森林法に該当する林野のことだと思われますが、こちらは確かにおっしゃるとおり桜川市にもありますし、結城市にも、それから筑西市にもあります。ただ総務省消防庁のほうで、この火災予防条例の例を改正した際に説明がありましたのは、そこに有する消防力でカバーできていれば、この注意報、警報は必要ないということで、先ほどの説明のとおり桜川の山林におきましては、我々の有する消防力だけでは足りない可能性があるということで、こちらに限定させていただきました。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君。

○11番（林 悅子君） さっき言った山火事は消すのが大変だという話、これに尽きるということですね。

3回目だということなので、最後の質問ですけれども、私どものところにはキャンプ場が2か所あります。このキャンプ場の取扱いはどのようになるのでしょうか、警報、注意報があった場合。それと、あと注意報、警報、これはこの間の全協のときに、注意報のほうは努力義務、警報のほうは義務なのです。義務ですよね。そうすると、全協のときに、努力義務というのは段階的に努力なのであって、先々これも義務化される可能性もゼロではないというようなちょっと曖昧な、質問者は意思は明確だったと思うのですけれども、答弁のほうはどうとでも取れるような答弁がされたように伺うのですけれども、そうすると努力義務が将来的というか、義務になるとなったら、注意報と警報の区別する意味なんか全くないのではないか。そういうことははつきりさせておいたほうがいいと思うのです。でないと、生活実感とあまりにもかけ離れたものになると思うので、重ねてその辺のことについて、桜川市のほうの事情というのもお酌み取りいただきたいと思いまして、最後の質問をいたします。

○議長（田中隆徳君） 林 悅子君の3回目の質疑に答弁願います。

中山予防課長。

○消防本部予防課長（中山一美君） 質問に答弁いたします。

先にキャンプ場におけるたき火の届出、それから警報と注意報に関するのですが、こちらは管内の屋外において火を使用する行為に関する届出でありますので、キャンプ場においても必要というふうに考えております。また、警報、注意報もこれは桜川市に発令されるものですから、そこに存ずるものは注意報の努力義務、もしくは警報の制限に従っていただくというふうに考えております。

[「キャンプやらせてもいいですか、答弁してください」と言う人
あり]

○消防本部予防課長（中山一美君） はい、キャンプは行ってもらっても問題ございません。

次に、注意報が努力義務に変わるかということですが、注意報における努力義務はあくまでも協力、それから行政指導によるお願いということになっております。これが警報に変わったならば、火の取扱いの制限ということになりますが、注意報の間は、これは協力とお願い以上に変更になることはございません。

[「はい、分かりました。以上です」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中隆徳君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（田中隆徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中隆徳君） 日程第6、議案第11号 令和7年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

須藤事務局長。

[事務局長 須藤正明君登壇]

○事務局長（須藤正明君） 議案第11号 令和7年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和7年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,592万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億2,106万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年11月19日提出でございます。

初めに、4ページ、5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正、追加でございます。こちらは令和8年度当初から業務を執行するために、令和7年度中に契約等を行う必要がある19の業

務について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、8ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書、2、歳入でございます。款6項1目1繰越金8,592万3,000円の増額は、歳出を増額するための財源とするものでございます。なお、詳細につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、9ページをご覧ください。3、歳出でございます。款4衛生費、項2清掃費、目3ごみ処理施設費6,015万3,000円の増額でございます。説明欄13、使用料及び賃借料の15万3,000円の増額につきましては、環境センター公用車1台に搭載のテレビ受信機能付カーナビゲーションシステムに係るN H K受診料の支払いによるものでございます。

次に、説明欄22、償還金利子及び割引料、その他の還付金で6,000万円の増額につきましては、令和6年度歳入歳出差引見込額の一部を構成3市へ返還するものでございます。

次に、款5項1消防費、目1消防総務費2,577万円の増額でございます。説明欄10、需用費の272万4,000円の増額につきましては、筑西消防署配備の水槽車の積載ポンプ故障に伴う修繕費及びテレビ受信機能付カーナビゲーションを搭載した消防、救急車両26台のうち24台分から、テレビ受信機能を撤去するための改修費用でございます。

次に、説明欄13、使用料及び賃借料の252万9,000円の増額につきましては、消防、救急車両26台分に係るN H Kの受診料の支払いによるものでございます。

次に、説明欄22、償還金利子及び割引料、その他還付金で2,051万7,000円の増額は、桜川消防署建設事業精算に伴う2,051万7,000円を返還するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中隆徳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号 令和7年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第7、認定第1号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

須藤事務局長。

[事務局長 須藤正明君登壇]

○事務局長（須藤正明君） 認定第1号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算を監査委員の審査意見書をつけて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年11月19日提出でございます。

恐れ入りますが、別冊の令和6年度主要施策の成果説明書によりご説明いたしますので、ご用意をお願いいたします。3ページをお開きください。第1表、決算報告でございます。歳入101億7,956万3,949円に対し、歳出95億6,128万842円で、歳入歳出差引額6億1,828万3,107円でございます。

第2表は、前年度対比表で、歳入で40.5%の増、歳出で50.1%の増となっております。

第3表は、歳入歳出決算の推移で、令和3年度以降の推移を示したものでございます。

4ページをお願いいたします。上段の表、収支状況をご覧願います。第1表でご説明いたしました歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越すべき財源として継続費過次繰越額2,487円を差し引いた実質収支額は6億1,828万620円で、前年度と比較いたしますと8,346万6,018円、11.9%の減となってございます。

続きまして、1、歳入決算状況でございます。4ページ下段の歳入決算額の表をご覧願います。右から3列目、個別の科目の構成比でございますが、大きいものから順に、1、分賦金55.4%、8、組合債19.0%、3、国庫支出金9.9%となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。ここからは個別の歳入科目についての説明となります。初めに、(1)、分賦金でございます。ページなかほどにございます分賦金決算一覧の表をご覧願います。決算額合計欄56億4,121万9,000円でございます。右から3列目の構成比ですが、大きいものから順に、4、消防費55.5%、3—2、清掃費36.6%、1—2、総務費3.6%の順となってございます。

次に、6ページをお願いいたします。上段の表の目的別関係市分賦金決算一覧ですが、結城市が14億4,372万5,000円で、全体の25.6%、筑西市が30億1,156万1,000円で53.4%、桜川市が11億8,593万3,000円で21.0%となっております。

次に、6ページ中段の(2)、使用料及び手数料でございます。これは各施設の使用料と衛生手数料及び消防手数料で、決算額4億1,333万9,160円でございます。まず、使用料でございますが、筑西遊湯館使用料が決算額7,699万4,400円でございます。利用状況は、7ページの表のとおりでございます。

次に、8ページをお願いいたします。県西総合公園使用料で決算額234万430円でございます。利用

状況は、8ページ下段の表のとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。排水施設使用料は環境センターの排水施設を民間企業に使用させた使用料で、決算額は118万1,659円でございます。

次に、きぬ聖苑使用料で、決算額は3,667万3,000円でございます。利用状況につきましては、9ページ下段から10ページ上段の表のとおりでございます。

続きまして、10ページ中段の手数料でございます。まず、清掃手数料はし尿処分とごみ処分に係る手数料でございます。決算額が2億9,190万5,971円となっております。内訳は、し尿処分手数料が1,277万9,271円、次にごみ処分手数料が2億7,912万6,700円でございます。なお、受入れ状況は、11ページ及び12ページの表のとおりとなってございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。消防手数料でございますが、決算額424万3,700円でございます。

続きまして、(3)、国庫支出金でございます。環境センターごみ処理施設基幹的設備改良事業及び消防費の消防車両購入事業に係る国庫補助金で、決算額10億439万9,000円でございます。詳細は、13ページ下段と14ページ上段の表となってございます。

14ページをお願いいたします。表の下、(4)、県支出金でございますが、県西総合公園の運営に伴う県委託金で、決算額3,439万8,000円でございます。

次に、(5)、財産収入、決算額254万8,000円でございます。これは、環境センターにおける土地貸付収入及び廃車いたしました車両を売却したことによるものでございます。

次に、(6)、繰越金でございます。前年度からの繰越金で、決算額8億7,624万5,007円でございます。

続きまして、(7)、諸収入でございます。預金利子及び各施設の雑収入で、決算額2億7,921万5,782円でございます。主な内容につきましては、14ページ下段から15ページに記載のとおりでございます。

次に、16ページをお願いいたします。(8)、組合債でございます。決算額19億2,820万円でございます。内訳につきましては、衛生費が10億4,730万円、消防債が8億8,090万円でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。2、歳出決算状況でございます。(1)、目的別歳出の状況でございますが、表をご覧願います。右から3列目の構成比は、大きいものから順に、4、衛生費48.6%、5、消防費42.9%、2、総務費と7、公債費が3.9%となっております。

次に、下段、(2)、性質別歳出の状況は表のとおりでございます。

続きまして、18ページ中段の3、主要施策の事業内容及びその効果でございます。まず、(1)、議会費(事務局)でございますが、決算額152万7,945円でございます。

次に、(2)、総務費でございます。総務費全体では、決算額3億7,647万945円でございます。内訳といたしましては、①、総務管理費のうち一般管理費が決算額2億156万896円、19ページに移りまし

て、筑西遊湯館費が決算額1億7,474万6,742円、②、監査委員費が決算額16万3,307円でございます。

続きまして、(3)、土木費（県西総合公園）でございます。県西総合公園運営に係る費用で、決算額6,192万1,326円でございます。

次に、20ページをお願いいたします。中段、(4)、衛生費でございます。衛生費全体では、決算額46億4,630万5,133円でございます。内訳でございますが、①、保健衛生費（事務局）は病院群輪番制事業に対する補助金で、決算額2,793万7,410円でございます。事業状況は、21ページの上段の表のとおりでございます。

次に、②、清掃費でございます。清掃費全体では、決算額44億7,072万4,644円でございます。内訳といたしましては、まずし尿処理施設費で決算額1億9,063万2,412円、22ページに移りまして、ごみ処理施設費の決算額18億9,298万3,320円、23ページに移りまして、上段やや下の環境センター基幹的設備改良事業で、決算額は23億8,710万8,912円でございます。

次に、24ページをお願いいたします。③、火葬場費（きぬ聖苑）で決算額1億4,764万3,079円でございます。

次に、中段の(5)、消防費でございます。消防費全体としましては、決算額41億473万9,431円でございます。内訳としましては、まず消防総務費で決算額29億7,609万7,003円、25ページに移りまして、中段の二重丸、桜川消防署庁舎建設事業で決算額11億2,864万2,428円でございます。桜川消防署につきましては、令和3年度から令和6年度までの継続事業により、令和6年6月1日に竣工し、7月11日から運用を開始しております。

なお、25ページ下段の表から29ページ中段までの表が、消防における各種データとなってございます。

次に、30ページをお願いいたします。(6)、公債費でございます。まず、全体では決算額3億7,026万6,062円、内訳といたしまして、元金が決算額3億5,139万9,316円、利子が決算額1,886万6,746円でございます。借り入れ償還の状況につきましては、組合債年度末現在高状況調の表のとおりでございます。令和6年度中増減額は、借入額19億2,820万円、償還額3億5,139万9,316円で、令和6年度末現在高は58億3,855万6,018円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（田中隆徳君） 以上で説明を終わります。

本件につきましては、監査委員の審査を受けておりますので、稻葉里子監査委員からご報告をお願いいたします。

[監査委員 稲葉里子君登壇]

○監査委員（稻葉里子君） ただいま議長から指名をいただきましたので、令和6年度決算審査につきましてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付されました令和6年度の歳入歳出決

算書、そのほか政令に定める書類について審査いたしました。その結果について、潮田監査委員と共に意見を提出したものであります。

審査の対象は、一般会計歳入歳出決算であり、総収入済額が101億7,956万3,949円に対し、総支出済額が95億6,128万842円で、翌年度への継続費過次繰越額は2,487円を除いた実質収支は6億1,828万620円であります。

審査は、消防本部及び環境センターにおいて、令和7年8月4日と8月8日の2日間で実施いたしました。審査方法は、審査に付された決算書、証拠書類、それから決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係職員から説明を聴取しながら、計数の正確性、予算執行の適否及び内容の妥当性について慎重に審査いたしました。

審査の結果、審査に付された会計の決算書及び附属書類の計数は正確であり、予算執行状況及び内容についても適正かつ妥当なものと認めたところであります。

なお、決算の概要については、別冊の令和6年度主要施策の成果説明書のとおりでありますが、審査の過程で感じた点について意見を述べさせていただきます。

初めに、執行状況についてですが、エネルギー及び物価の高騰は依然として事業執行に影響を及ぼしており、ロシアのウクライナ侵攻の長期化に伴う国際的な資源価格の高止まりが、地方財政にも負担を与えています。そのような中で、限られた財源で行政サービスの維持、向上を図る姿勢は評価できます。しかしながら、高齢化や人口減少などにより構成市の財政は依然として厳しく、施設更新や延命化の必要性を踏まえつつ、分賦金の性格を認識し、理解を得ながら連携して事業を進めることを望みます。

続きまして、各施設への意見について申し上げます。

まず、事務局につきましては、議会の公正性、透明性を確保し、活発な議論を促してください。また、分賦金の削減が求められる中でも、組合事業として必要なものは積極的に企画立案し、構成市や組合議会と協議を重ねながら中期的な計画性を持ち、持続可能な広域事業を推進することが重要です。今後も職員の士気向上のため、人事管理や研修を通じ資質向上に努めてください。

次に、筑西遊湯館につきましては、委託料の費用対効果を高めるために、空きスペースを活用したコワーキングスペースの整備など利用者の増加や若年層の利用を促進し、多世代が快適に過ごせる環境づくりとコスト管理の徹底を望みます。

次に、県西総合公園につきましては、テニスコートの高い利用率や緑地保全、伐採木の無償提供など、地域資源を生かした取組が評価できます。今後は広域的な周知や若年層利用促進、収益性向上に向けて工夫を重ねてください。

次に、環境センターにつきましては、基幹的設備改良工事により延命化が図られた点は評価できますが、ごみの搬入量減少を踏まえた効率的な費用対効果の検証が不可欠です。プラスチック分別収集では、構成市と連携し統一的な搬入ルールの整備を望みます。

次に、きぬ聖苑につきましては、指定管理者制度導入により経費削減とサービス向上が図られていますが、職員不在により利用者の声が届きにくい点が課題だと思っております。指定管理者との連携強化に努め、投書箱の活用や迅速な修繕対応を徹底し、利用者目線の運営を継続してください。また、火葬炉の維持管理や施設の長寿命化への早期対応も求めたいと思います。

最後に、消防本部につきましては、桜川消防署庁舎の整備は地域住民の安心につながるものであり、そのほか老朽施設改築を計画的に進めてください。また、火災予防では、警報器設置やリチウムイオン電池への注意喚起など、広報強化が必要です。そして、救急体制や若手育成に加え、ハラスマント対策やストレスケアを徹底し、健全な職場環境を維持してくださるようお願いします。

以上、概要でありますが、監査委員からのご報告とさせていただきます。

なお、詳細は監査意見書をご参照いただきたく、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中隆徳君） 以上で監査委員の報告を終わります。

質疑を願います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田中隆徳君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案外報告 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第8、議案外報告 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告について報告を求める。

須藤事務局長。

[事務局長 須藤正明君登壇]

○事務局長（須藤正明君） 議案外報告 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告についてご説明申し上げます。

裏面の2ページをお願いいたします。一般会計、款5項1消防費、項目別、桜川消防署庁舎建設事業でございます。この継続費は、建設工事費及び建設工事に係る施工監理でございます。

初めに、令和4年度をお願いいたします。年割額7億2,204万円に対して支出済額は6億9,641万円、

年割額と支出済額の差は2,563万円でございます。これは、遡次繰越額として次年度に繰越ししております。

令和5年度をお願いいたします。年割額の5億5,033万円に対し、支出がありませんでしたので、令和4年度遡次繰越額2,563万円及び令和5年度一般財源1億3,763万円を合計した1億6,326万円を6年度に遡次繰越ししております。

令和6年度をお願いいたします。年割額5億3,273万円に対し、支出済額10億5,479万円となっております。予算現額との差5億2,206万円は、令和5年度分の支払いと合算して支出したことにより、マイナスの表記となってございます。

以上、合計は年割額18億510万円、支出済額17億5,120万円、年割額との差は5,392万円で、そのうち一般財源の1,350万円が継続費の不用額となってございます。

なお、補正予算（第2号）でもご説明いたしましたが、継続費の不用額につきましては、3市に返還いたします。

以上が説明となります。よろしくお願ひします。

○議長（田中隆徳君） 以上で議案外報告を終わります。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付しておりますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（田中隆徳君） 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時33分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年11月19日

議長	田中隆徳	(印)
署名議員	萩原剛志	(印)
署名議員	赤城正徳	(印)